

令和7年度つくば市水洗便所改造資金融資利子補給金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、つくば市水洗便所改造資金のあっせん及び利子補給に関する規程（令和2年つくば市水道事業及び下水道事業管理規程第27号。以下「あっせん及び利子補給規程」という。）及び融資機関と締結したつくば市水洗便所改造資金のあっせん及び利子補給に関する契約書（平成13年3月30日締結。以下「契約書」という。）に定めのあるもののほか、利子補給の執行に関する基本的事項を定めるものとする。

(補給金交付の対象者)

第2条 補給金の交付を受けることができる者は、あっせん及び利子補給規程及び契約書に基づき、融資を受けた者とする。

(補給金の交付申請)

第3条 補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、つくば市水洗便所改造資金融資利子補給金交付申請書（様式第1号）に令和7年度分の利子支払計算書を添えてつくば市下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 管理者は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定し、つくば市水洗便所改造資金融資利子補給金交付決定（額確定）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(補給金の請求)

第5条 前条の規定により補給金の交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、つくば市水洗便所改造資金融資利子補給金請求書（様式第3号）を管理者に提出するものとする。

(補給金の交付)

第6条 1 管理者は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補給金を支払うものとする。
2 補給金の支払いは、口座振替払とする。

附則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。